

環境審第20号

令和6年(2024年)12月23日

北海道知事 鈴木直道様

北海道環境審議会会長 吉中厚裕



令和5（2023）年度におけるゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策等の実施状況について（答申）

令和6年(2024年)10月29日付けゼ戦第498号で諮問がありましたのことについて、次のとおり答申します。

記

「ゼロカーボン北海道推進計画」（以下「計画」という。）では、計画に基づく施策等の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することとされている。

北海道環境審議会は、令和6年(2024)年10月29日、北海道知事より諮問を受けたことから、令和5年度(2023年度)の実施状況等について「地球温暖化対策部会」で調査審議を行い、別紙のとおり評価結果を取りまとめたものである。

北海道では、北海道地球温暖化防止対策条例において、道民・事業者など全ての関係者が、環境・経済・社会を統合的に向上させることの意識を共有し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を、総力を挙げて進めていくこととしているところである。

こうした理念に基づき、ゼロカーボン北海道推進計画では2030年度には2013年度比で48%削減とする高い目標を掲げていることから、この目標の達成に向けて、次の点に留意の上、取組を進めること。

1 温室効果ガス実質排出量の状況

- 温室効果ガス排出量から二酸化炭素吸収量を差し引いた2022年度の温室効果ガス実質排出量は、新エネルギー導入の拡大や、排出量の約3割を占める産業部門において、鉄鋼業の生産量減少によってエネルギー消費量が減少したことなどにより、前年度（2021年度）と比べ減少しており、目標の達成に向けて減少傾向を維持している。
- この減少に向けた潮流を着実なものとするため、脱炭素化の取組を一層加速するとともに、更なる吸収源確保の取組が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済活動が回復するとともに、国際情勢や為替の変動によるエネルギー価格の上昇といった傾向が見られるところから、今後その影響についても注視して評価する必要がある。

2 施策の実施状況及び今後の施策について

<全体的事項>

- ゼロカーボンの実現のみならず、地球温暖化防止対策条例の基本理念などに規定されているとおり、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上に留意するほか、統合的に実現することを目指し、各般の施策に取り組むこと。

<多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化>

- 本道の地域特性を踏まえた脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、次代を担う若い世代をはじめとする道民一人ひとりの意識改革や行動変容につながる取組を推進すること。
- 気候変動の影響による道民の生活、財産、経済活動への被害等の回避・軽減を図るため、「北海道気候変動適応計画」に基づき、適応の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに「北海道気候変動適応センター」による、情報の収集・提供や助言を効果的に行うこと。

<豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用>

- 全国随一の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かし、再エネの導入拡大を進め、地産地消を意識しながら産業の振興を進めるとともに、自然災害へのレジリエンス向上にもつなげ、需給一体となった分散型エネルギーシステムの構築・展開を図ること。その際には、地域環境に対する適正な配慮と地域住民の理解のもと、関係事業が進むよう取り組むこと。

<森林等の二酸化炭素吸収源の確保>

- 二酸化炭素吸収源のさらなる確保に向け、計画的な森林の整備や保全を支援するほか、農地土壤やブルーカーボンの主要な吸収源である藻場などにおける炭素貯留に貢献する取組を促進すること。

以上